

横浜市の介護保険料のしくみ

～「介護保険料額通知書」をお送りします～

65歳になられた方(第1号被保険者)や横浜市外から転入されたり、市外に転出された方、第1号被保険者ご本人やその方の属する世帯の市民税課税状況に変更があり、保険料の再算定が必要となった方などにお送りしています。

介護保険とは

介護を社会全体で支えあう、助けあいの制度です。今後、介護が必要な高齢者が急速に増えることが見込まれており、「介護が必要になったらどうしよう」という思いは、高齢者とその家族だけではなく、誰もが共通に抱く不安となっています。また、介護が必要な期間の長期化や、介護する家族の高齢化等により、家族による介護だけでは十分な対応が困難となってきています。

介護保険は、老後最大の不安要因ともなっている介護を、社会全体で支えあっていくことを目的としてつくられた制度です。

介護保険の被保険者

40歳以上の方が、介護保険に加入することとなります(被保険者といいます)。被保険者は年齢によって、次の2つに分けられ、介護保険サービス(給付)を受ける条件や保険料の算定・支払方法が異なります。

※障害者支援施設等に入所中の場合、介護保険の被保険者とならないことがありますので、お住まいの区の区役所保険年金課へご相談ください。

① 65歳以上の方《第1号被保険者》

- 65歳に達したとき(誕生日の前日)に、第1号被保険者となります。
 - 介護が必要なときは、原因を問わず要介護(支援)認定等を経て介護保険サービスが利用できます。
 - 保険料は、所得等に基づいて市が定めています。お支払いは特別徴収(年金からの天引き)又は普通徴収(口座振替又は納付書による支払い)になります。
- どちらの支払い方法になるかは法令等で定められており、被保険者の方が選択することはできません。

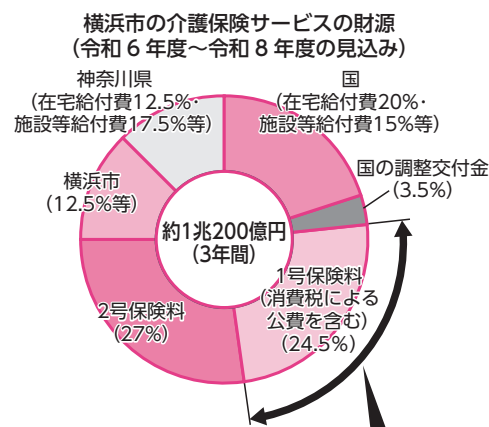
② 40～64歳の医療保険加入の方《第2号被保険者》

- 40～64歳で医療保険に加入している方が、第2号被保険者となります。
 - 年をとったことによって起こる病気(国が指定している16種類の特定疾病)が原因で介護が必要な状態となったときに限って、要介護(支援)認定を経て介護保険サービスが利用できます。
 - 保険料は加入している医療保険(国民健康保険や健康保険など)の保険料算定方法に基づいて決められ、医療保険の保険料と合わせて支払います。
- ※保険料の計算方法や金額については、加入している医療保険によって異なります。詳細は、加入している健康保険組合などにお問合せください。

介護保険料の決め方

介護保険の財源は、国・県・市の公費負担が約半分で、残りが65歳以上の方(第1号被保険者)と40歳から64歳の医療保険加入の方(第2号被保険者)の保険料です。横浜市では全体の24.5%(調整交付金減額分1.5%を含む)を第1号被保険者の方に、27%を第2号被保険者の方にご負担いただいています。第1号被保険者の保険料基準額は、令和6年度から令和8年度までの介護保険サービスに必要と見込まれる費用の額をもとに第1号被保険者の方にご負担いただく額を算出し、第1号被保険者の人数で割り返すことにより決めています。

$$\text{保険料基準額} = \text{介護保険サービスに必要な費用} \times \text{第1号被保険者が負担する割合} \div \text{第1号被保険者数}$$



この部分を65歳以上の方の保険料で負担し合います。

ページをめくると、
「よくあるご質問」などへ

ページをめくると、
「保険料のお支払い方法」などへ

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料

- 第1号被保険者の保険料は、3年ごとに見直すことになっており、横浜市では令和6年3月に、令和6年度から令和8年度までの介護保険サービスに必要な費用の見込みを立て、それに基づいて保険料を改定しました。
- 介護保険料は、本人及び住民票上の世帯(※1)の課税状況や所得状況に基づいた段階別の保険料となっていて、個人ごとに算定され、令和6年度から令和8年度までの第9期の年間保険料額は下の右の表のとおりとなっています。
- 横浜市では保険料段階を国が標準とする13段階から、より所得に応じた保険料の負担となるよう19段階とし、また、所得の低い方の保険料を軽減しています。
- 「介護保険料額通知書」の「保険料段階」や「算定用所得金額等」の欄などを合わせてご覧いただき、年間の保険料額をご確認ください。

第8期(令和3年度～令和5年度)基準額 年額78,000円(月額換算6,500円)		
令和5年度		
保険料段階	割合	年間保険料額
第1段階	基準額×0.25	19,500円(※5)
第2段階	基準額×0.25	19,500円(※5)
第3段階	基準額×0.35	27,300円(※5)
第4段階	基準額×0.60	46,800円(※5)
第5段階	基準額×0.90	70,200円
第6段階<基準額>	基準額×1.00	78,000円<基準額>
第7段階	基準額×1.07	83,460円
第8段階	基準額×1.10	85,800円
第9段階	基準額×1.27	99,060円
第10段階	基準額×1.55	120,900円
第11段階	基準額×1.69	131,820円
第12段階	基準額×1.96	152,880円
第13段階	基準額×2.28	177,840円
第14段階	基準額×2.60	202,800円
第15段階	基準額×2.80	218,400円
第16段階	基準額×3.00	234,000円



第9期(令和6年度～令和8年度)基準額 年額79,440円(月額換算6,620円)				
保険料段階	対象となる方			割合 年間保険料額
第1段階	○生活保護または中国残留邦人等支援給付受給者 ○市民税非課税世帯かつ老齢福祉年金受給者			基準額×0.20 15,880円(※6)
第2段階	本人が市民税非課税	同じ世帯に いる方 全員が 市民税 非課税	本人の「公的年金等収入額(※2)」と「その他の合計所得金額(※3)」の合計が年間80万9千円(※9)以下の方	基準額×0.20 15,880円(※6)
第3段階			本人の「公的年金等収入額」と「その他の合計所得金額」の合計が年間120万円以下の方で、かつ第2段階に属さない方	基準額×0.34 27,000円(※7)
第4段階			上記以外の方	基準額×0.585 46,470円(※8)
第5段階	本人が市民税課税者 がいる方	同じ世帯に 市民税 課税者 がいる方	本人の「公的年金等収入額」と「その他の合計所得金額」の合計が年間80万9千円(※9)以下の方	基準額×0.90 71,490円
第6段階<基準額>			上記以外の方	基準額×1.00 79,440円<基準額>
第7段階	本人が市民税課税		本人の保険料算定用所得金額(※4)が120万円未満の方	基準額×1.07 85,000円
第8段階			本人の保険料算定用所得金額が120万円以上160万円未満の方	基準額×1.10 87,380円
第9段階			本人の保険料算定用所得金額が160万円以上210万円未満の方	基準額×1.27 100,880円
第10段階			本人の保険料算定用所得金額が210万円以上250万円未満の方	基準額×1.30 103,270円
第11段階			本人の保険料算定用所得金額が250万円以上320万円未満の方	基準額×1.55 123,130円
第12段階			本人の保険料算定用所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.75 139,020円
第13段階			本人の保険料算定用所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.95 154,900円
第14段階			本人の保険料算定用所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.15 170,790円
第15段階			本人の保険料算定用所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.35 186,680円
第16段階			本人の保険料算定用所得金額が720万円以上1,000万円未満の方	基準額×2.50 198,600円
第17段階			本人の保険料算定用所得金額が1,000万円以上2,000万円未満の方	基準額×3.00 238,320円
第18段階			本人の保険料算定用所得金額が2,000万円以上3,000万円未満の方	基準額×3.25 258,180円
第19段階			本人の保険料算定用所得金額が3,000万円以上の方	基準額×3.50 278,040円

- ※1 世帯 …… 原則として4月1日現在での住民票上の世帯をいいます。ただし、4月2日以降に市外から転入された場合や年度途中で65歳(第1号被保険者)になられた場合、その年度はそれぞれ、転入日、誕生日の前日の世帯を基準とします。
- ※2 公的年金等収入額 …… 税法上の課税対象となる公的年金等(国民年金、厚生年金など)の収入額をいい、非課税となる年金(障害年金・遺族年金など)は含まれません。
- ※3 その他の合計所得金額 …… 税法上の合計所得金額(前年の収入金額から必要経費等に相当する額を差し引いた金額で、税法上の各種所得控除や上場株式等の譲渡損失に係る繰越控除などは行前金額)から、給与収入に係る控除額等の見直しによる影響を考慮し、さらに土地や建物の売却に係る短期・長期譲渡所得の特別控除額と公的年金等に係る雑所得(公的年金等収入額から公的年金等控除額を差し引いた金額)を差し引いた金額をいいます。なお、マイナスの場合は、0円として計算します。
- ※4 保険料算定用所得金額 …… 税法上の合計所得金額(前年の収入金額から必要経費等に相当する額を差し引いた金額で、税法上の各種所得控除や上場株式等の譲渡損失に係る繰越控除などは行前金額)から、さらに土地や建物の売却に係る短期・長期譲渡所得の特別控除額を差し引いた金額をいいます。なお、マイナスの場合は、0円として計算します。
- ※5 消費税による公費を投入し、保険料を軽減しています。
- ※6 消費税による公費を投入し、令和6年度から令和8年度までの第1段階～第2段階の年間保険料額を29,390円から15,880円に軽減しています。
- ※7 消費税による公費を投入し、令和6年度から令和8年度までの第3段階の年間保険料額を42,890円から27,000円に軽減しています。
- ※8 消費税による公費を投入し、令和6年度から令和8年度までの第4段階の年間保険料額を46,860円から46,470円に軽減しています。
- ※9 令和6年度以前は80万円

保険料のお支払い方法

保険料のお支払い方法には、普通徴収(口座振替又は納付書による支払い)と特別徴収(年金からの天引き)の2種類があり、場合によって、「普通徴収」と「特別徴収」の併用になることもあります。

どちらの支払い方法になるかは法令等で定められており、被保険者の方が選択することはできません。

① 年金が年額18万円未満の方、 令和7年4月以降に65歳になられた方など → 【普通徴収】

年金が年額18万円未満の方は、口座振替又は納付書による支払いとなります。また、年金は年額18万円以上でも、令和7年4月2日以降に65歳になられた方や他市町村から転入された方などは、今年度は口座振替又は納付書による支払いとなります。納期は、6月から翌年3月までの年10回となり、以下のようになります。

口座振替払い	毎月29日(2月は末日)が口座振替日です。 口座振替日が金融機関等の休業日にあたる場合は、前営業日が口座振替日となります。				
納付書払い	毎月月末が納期限です。 納期限が金融機関等の休業日にあたる場合は、翌営業日が納期限となります。 ●納付書は、金融機関やコンビニエンスストアなどで取り扱っています。 ●納付書は、次のようにお送りしています。				
	お送りする月	6月	7月	10月	翌年1月
	お送りする納付書枚数	1枚	3枚	3枚	3枚
	該当する納期	6月期分	7・8・9月期分	10・11・12月期分	1・2・3月期分
	○前年度以前に遡って保険料額が変更になったなどの場合、4月又は5月に納付書をお送りすることがあります。 ○年度の途中で、保険料額が変更となった場合は、変更後の納付書を随時お送りします。				

② 年金が年額18万円以上の方 → 【特別徴収】

令和7年度保険料を年金支払い月に年6回に分けて天引きさせていただきます。

天引きの対象となる年金	○老齢基礎(退職)年金	○障害年金	○遺族年金
-------------	-------------	-------	-------

○「年金が年額18万円以上」でも、普通徴収(納付書などによるお支払い)になる場合があります。

- 令和7年4月以降に65歳になられた
- 年度の途中で他の市町村から転入された
- 年金を担保に貸付を受けている
- 年度の途中で保険料が減額になった など

※ 令和7年4月2日以降に65歳になられた方や他市町村から転入された方で、年金が年額18万円以上の方は、令和8年4月以降に特別徴収に切り替わります(特別徴収の開始に半年から1年ほどかかるためです)。切り替えのタイミングは4月、6月、8月、10月の年4回あります(この切り替えに申請は不要です)。

○ 受給されている年金が特別徴収の対象になるか分からないときは、年金事務所などにお問合せください。

※ 市外から転入された方が、前にお住まいの市町村で介護保険料を特別徴収されていた場合、前の市町村の介護保険料の年金からの天引きがすぐには止まらないことがあります。その場合、支払い過ぎの保険料は、前の市町村から還付されます。また、横浜市での介護保険料の年金からの特別徴収は、転入された時期等に応じて開始されます。

③ 普通徴収と特別徴収の併用となる場合

- 今年度から新たに特別徴収となる方は、特別徴収の開始時期に応じて特別徴収と普通徴収の両方でお支払いいただく場合があります。
- 現在、特別徴収となっている方で、年度の途中で保険料額が変更となった場合は、特別徴収と普通徴収の併用や普通徴収に変更となることがあります。保険料額の変更の際、再度通知をお送りしておりますので、そちらをご確認ください。

④ 保険料の口座振替によるお支払いについて

65歳になられた方や、横浜市に転入された方はしばらくの間、普通徴収でのお支払いになります。その期間に口座振替による保険料のお支払いをご希望の方は、Webからお申込みいただくほか、口座振替依頼書を用いて区役所窓口への提出または郵送していただくか、金融機関・ゆうちょ銀行の窓口への提出のいずれかでお申し込みください。

Webから口座振替のお申込みをご希望の方は、専用のホームページからお申し込みください。

(右の二次元バーコードからアクセス可能です。金融機関によってWeb口座振替受付サービスを取り扱っていないことがあります。)



保険料額の変更について

市外への転出、課税状況・所得金額の変更などにより、年間保険料額(保険料段階)が変わる場合があります。

また、市民税の賦課期日(1月1日)後に市外から転入された方は、前住所地の市町村に所得等の照会を行いますので、その結果に基づいて年間保険料額(保険料段階)が変更となる場合があります。

※変更となる保険料額の増減分は、これから到来する納期に均等に振り分けますが、端数処理のためにこれから到来する最初の納期だけ金額が異なる場合があります。

◀ 特別徴収の方の年間保険料額が変更になった場合 ▶

特別徴収の1回あたりの金額は、法令により増額又は減額ができない場合があります。

特別徴収額を変更できる場合	10月期以降の金額を変更した上で特別徴収により納付していただきます。
特別徴収額を変更できない場合	【保険料増額の場合】 特別徴収の保険料は引き続き同額を納付していただき、増額分について、別に普通徴収(口座振替又は納付書)により納付していただきます。 【保険料減額の場合】 特別徴収が停止となり、普通徴収(口座振替又は納付書)により納付していただきます。 ※年金からの天引きが再開するのは、原則翌年度の10月からとなります。

支払い方法、納期及び納付金額は「介護保険料額通知書」をご覧ください。

◀ 普通徴収の方の年間保険料額が変更になった場合 ▶

普通徴収の方が年度途中で年間保険料額が変更になった場合、増減分はこれから到来する納期に均等に振り分けます。

口座振替の方は、変更後の金額で引き落としになります。納付書の方は、変更後の金額の納付書でお支払いください。

保険料の減免について

災害、失業等による所得の著しい減少、その他の事情で保険料を納めることにお困りの場合には、保険料の減免を受けられる場合があります。

- ① 低所得者減免：保険料段階第3段階以上第7段階以下の方で一定の基準を満たす方を対象に、保険料を第2段階(公費による軽減措置後)相当額に減免。
- ② 所得減少減免：失職又は事業の失敗等により所得が著しく減少した場合、減少後の所得に応じた保険料額まで減免。
- ③ 災害減免：震災、風水害、火災等により住宅、家財その他の財産について著しい被害を受けた場合、被害の程度により保険料を減免。

申請の方法や、減免の詳しい内容については、二次元バーコードからご確認ください、区役所保険年金課にご相談ください。



介護保険料に関するよくあるご質問

Q 勤め先で加入している医療保険(任意継続の方も含む)の中の介護保険料はどうなるのか?

A 40歳から64歳までの方(第2号被保険者)は、加入されている医療保険の保険料と合わせて介護保険料をお支払いいただいておりますが、65歳になられた月(1日生まれの方はその前月)からの介護保険料は、横浜市に納めていただくこととなります。勤め先の医療保険に加入されている等の場合は、誕生月以降も医療保険に介護分(介護保険料部分)を含んで徴収されることがあります。この場合は、①前月分の保険料を翌月に徴収している場合、②第2号被保険者である被扶養者の介護分が含まれている場合などが考えられます。詳細については、加入している健康保険組合や共済組合等にお問合せください。

Q 国民健康保険から介護保険料が引かれているが、二重払いにならないか?

A 国民健康保険の中の介護分(介護保険料部分)については、65歳の誕生月(1日生まれの方はその前月)以降分をあらかじめ除いて計算しており、二重払いにはなりません。(国民健康保険では、65歳の誕生月の前月(1日生まれの方は誕生月の前々月)分までの保険料を、令和8年3月までの納付額に均等に割り振っています。)

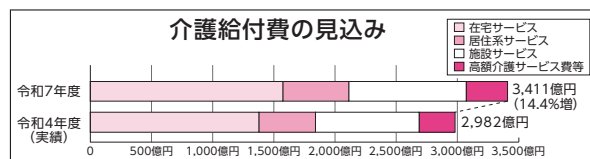
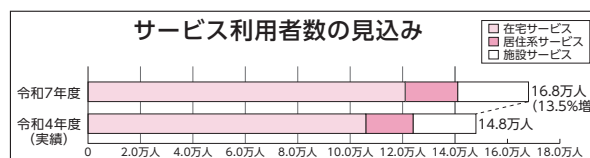
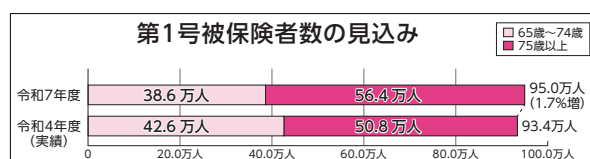
Q 令和6年度から令和8年度までの保険料の見直しの内容と理由は?

A 高齢者の中で介護保険サービスを利用している方は年々増加しており、それに伴って介護保険サービスに要する費用も増大しています。令和6年度から令和8年度までの3年間についても、高齢化が進み保険料を負担する人全体の人数が増えるものの、それ以上に介護保険サービス利用者数の伸びが大きいと見込まれるため、お一人お一人にご負担いただく保険料は上昇することとなりました。

一方で、保険料段階が第1段階～第4段階の方については、介護保険の財源の約半分の公費とは別枠で、消費税による公費を投入した保険料軽減措置が実施されています。

高齢者が安心して暮らし続けるためには着実な介護サービスの基盤整備が必要です。横浜市では、必要なサービスを確保しつつ、介護予防の取組を推進し、健康づくりや介護予防に重点的に取り組んでいきます。

※介護予防については、区役所高齢・障害支援課もしくは地域包括支援センター(地域ケアプラザ)にお問合せください。



Q 保険料の使われ方は?

A お支払いいただいた保険料は、介護保険サービスを必要としている方のために使われています。介護保険は、介護が必要と認定された方が介護サービスを利用する際に、費用の1割～3割を利用者本人に負担していただき、残りを被保険者の皆様の保険料と国・県・市の公費により負担しあう仕組みとなっています。

Q 介護保険料の支払方法は個人で選択できますか?

A 介護保険料は、介護保険法の規定により、年金の受給額によって保険料のお支払い方法が決められており、ご自身でお支払い方法を選択することはできません。また、令和7年4月以降に65歳になられた方は、お送りする納付書、もしくは金融機関の口座振替で納めていただき、特別徴収(年金からの天引き)の要件に該当することとなった場合、年金の裁定が行われた時期等に応じて、その後、特別徴収が開始されます。特別徴収に関しては申請等は必要ありません。詳細は、3ページ「保険料のお支払い方法」をご覧ください。

Q 年金が年額18万円以上ですが、現在、普通徴収になっています。いつから特別徴収(年金からの天引き)になりますか?

A 特別徴収(年金からの天引き)は、年金保険者(日本年金機構など)と市の情報を照合し、対象者として確認した後に開始されます。開始時期は、65歳になった後、年金の裁定が行われた時期、市外から転入された時期などにより異なります。基本的に、要件に該当するなどしてから特別徴収が始まるまで半年から1年ほどかかります。目安は下表のとおりです。

要件に該当した時期	4月から9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収の開始時期の目安	翌年度4月から	翌年度6月から	翌年度8月から	翌年度10月から			

※3月に65歳になられた方は、翌年4月開始となるケースが多くあります。
(開始時期はあくまでも目安であり、実際の開始月は年金の支給状況などにより異なります。)

介護保険サービスのご利用について

介護保険のサービスを利用するには

介護や支援を必要とする状態にあるかどうかについて、要介護（支援）認定等を受ける必要があります。

要介護（支援）認定等が必要な方は、①介護保険被保険者証、②医師による意見書作成のため、主治医の医療機関名、所在地、電話番号、診療科、医師氏名が確認できるメモをご用意いただき、申請の手続きをしてください。

詳細は、区役所高齢・障害支援課もしくは地域包括支援センター（地域ケアプラザ）にお問合せください。



介護保険のサービスを利用したときは

サービス費用の一定割合の利用者負担のほか、サービスの種類によって、食費や部屋代等がかかります。

利用者負担軽減としては、国の軽減制度（高額介護サービス費、負担限度額認定）に加え、所得の低い方に過大な負担とならないようにするため、横浜市独自の軽減（※）を行っています。

（※）横浜市介護サービス自己負担助成

収入要件等が一定の基準に該当する場合、①在宅サービス・グループホームの利用者負担額や、

②施設サービス・グループホームの居住費等を助成します。

詳細は、区役所保険年金課にお問合せください。

ご注意 保険料を滞納していると

保険料は、介護保険サービスに必要な費用をまかなう重要な財源です。お支払いが遅れると、介護保険制度を維持していく上で大きな支障となります。

支払い忘れがあると

「督促状」、「差押事前通知書」をお送りしています。指定期日までに納付をお願いします。



特別な理由もなく、保険料を滞納していると

保険料を支払っている方との公平を図るため、介護保険サービスを利用する際、自己負担が多くなる場合があります。

1年以上 滞納していると	サービス費用が いったん全額自己負担 になります。 後日申請により保険給付分が払い戻されます。	2年以上 滞納していると	●滞納した期間に応じて一定期間サービス費用の 自己負担が3割または4割になります。 ●高額介護サービス費の払い戻しなどが受けられません。

また、介護保険サービス利用の有無に関わらず、法令に基づき財産差押等の滞納処分を受ける場合があります。

連帯納付義務者

納付方法が普通徴収の場合は、法律の定めにより、世帯主及び配偶者は、その被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負うことになっています。

お 問 合 せ

介護保険の保険料について、ご不明な点があるときは、区役所保険年金課にお問合せください。（市外局番は「045」です。）

区役所	電話番号	FAX番号	区役所	電話番号	FAX番号
鶴見区	510-1807～09	510-1898	金沢区	788-7835～36	788-0328
神奈川区	411-7124	322-1979	港北区	540-2349	540-2355
西区	320-8425～26	322-2183	緑区	930-2341	930-2347
中区	224-8315～16	224-8309	青葉区	978-2335	978-2417
南区	341-1126	341-1131	都筑区	948-2334～35	948-2339
港南区	847-8425～26	845-8413	戸塚区	866-8449	871-5809
保土ヶ谷区	334-6335	334-6334	栄区	894-8425	895-0115
旭区	954-6134	954-5784	泉区	800-2425～26	800-2512
磯子区	750-2425～27	750-2545	瀬谷区	367-5725～26	362-2420

※区役所へのお問合せは、土曜日、日曜日、休日、12月29日から1月3日までを除いた日の午前8時45分から午後5時までの間をお願いします。
なお、第2及び第4土曜日の、午前9時から12時までの間もお問合せを受け付けております。